

美術博物館の館員となり、同七年まで東洋部に勤務した。同八年七月十八日、本校講師（東洋美術史、英語担当）となり、同年より同十六年まで文庫課勤務を命ぜられ、標本掛長、図書掛長をつとめた。昭和十一年九月以降は東洋工芸史授業を担当し、同二十三年三月まで在職した。

⑦ 沼田一雅の退官と加藤顕清の起用

昭和八年九月三十日に工芸科の塑造授業を担当していた教授沼田一雅が退官したので（同十九年七月まで講師として在職）、同年十月三十日付けで加藤顕清（本名鬼頭太）が嘱託として起用された。加藤は明治二十七年十二月十九日岐阜県に生まれ、旭川中学を経て本校彫刻科塑造部に入学し、大正九年卒業。その後西洋画科に入り直して昭和三年に卒業した。研究科（彫刻）在学中に帝展に初入選し、昭和三年第九回帝展以後連続三回特選となり、同六年には帝展審査委員に挙げられた。同十一年六月には講師となり、東京芸術大学発足後も昭和二十八年まで非常勤講師として在職している。

⑧ 校友会改革

和田英作は校長就任とともに「東京美術学校校友会規則」に基づいて校友会会長となったが、その後改革方針を校友会にも及ぼして昭和八年二月に規則改正を行い、かつて無く詳細な規定を盛り込んだ新規則を制定するとともに、新たに「東京美術学校校友会会計出納及保管規程」と「東京美術学校校友会基本金規程」を制定した。改正規則と改正の要旨は次のとおりである。

東京美術学校校友会規則（昭和八年二月改正）

名 稱

第一條 本會ハ東京美術学校校友会ト稱シ事務所ヲ東京美術学校内に置ク

目 的

第二條 本會ハ會員ノ志操ヲ正シ相互ノ親睦ヲ敦ウシ心身技能ノ發達ヲ圖リ併セテ校風ノ維持發揚ニ資スルヲ目的トス

會 員

第三條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

一、名譽會員

二、特別會員

三、普通會員

名譽會員ハ美術上卓絶ナル技藝或ハ學識ヲ有シ又ハ本會ニ著大ナル功績アル人ニシテ委員會ノ決議ヲ經テ推薦シタル者トス

特別會員ハ東京美術学校卒業生及退職職員竝ニ本校中途退學者ニシテ委員會ノ決議ヲ經テ推薦シタル者トス

普通會員ハ東京美術学校職員及生徒全體トス

事 業

第四條 本會ハ其ノ目的ヲ達成センカ爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、會員ノ體育、修養等ニ適當ナル施設

一、講演會、展覽會等ノ開催

一、會員ノ學事獎勵

一、會報及會員名簿ノ發行

一、其ノ他本會ノ適當ト認メタル事業

第五條 本會ニ總務部並ニ左ノ各部ヲ置ク

一、劍道部 一、音樂部

一、柔道部 一、映畫寫眞部

一、弓道部 一、茶道部

一、庭球部 一、詩歌書道部

一、陸上運動部 一、舞臺藝術部

一、山岳水泳部

役員

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 東京美術學校長ヲ推戴ス

一、委員 職員中ヨリ二十名、各科生徒中ヨリ二十名ヲ各所屬科部會員ノ投票ヲ以テ互選セシメ會長之ヲ囑託ス

一、總務委員 職員委員中ヨリ總務委員五名、生徒委員中ヨリ總務委員三名ヲ會長ノ指名ニヨリ囑託ス

一、書記 事務職員中ヨリ若干名會長之ヲ囑託ス

第七條 總務部ヲ除キ各部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、部長 各部ニ一名ヅツ職員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

一、部委員 各部部員中ヨリ各二名ヲ互選シ會長ノ承認ヲ受ク

ルモノトス

部長並ニ部委員ハ委員ヲ兼ヌルコトヲ得ス

部委員ハ他ノ部委員ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第八條 役員ノ職務左ノ如シ

一、會長 本會ヲ總理ス

一、委員 會長ノ諮問ニ應シ會務ヲ會商ス

一、總務委員 會ノ常務ヲ辦理ス

一、書記 會長ノ命ヲ承ケ庶務會計ノ事務ニ従事ス

一、部長 當該部務ヲ管掌ス

一、部委員 部長ノ監督ヲ受ケ當該部務ヲ處理ス

第九條 役員ハ毎年二月囑託又ハ改選シ四月ヨリ就任スルモノトス

缺員ヲ生シタルトキハ補缺囑託又ハ改選ス

役員ノ任期ハ一年トス 但シ重任ヲ妨ケス

第十條 役員ニハ事務ノ性質繁簡ニヨリ特ニ報酬ヲ贈ルコトアルヘシ

委員會

第十一條 委員會ハ委員ヲ以テ組織シ各部部長之ニ参加ス

第十二條 會議ノ議長ハ會長トス 會長差支アルトキハ總務委員中

ヨリ之ヲ代理ス

第十三條 委員會ハ毎年二月中ニ會長之ヲ召集シ事業ノ計畫、經費

ノ豫算、會則ノ變更其ノ他重要ナル事項ヲ審議スルモノトス

第十四條 會長ニ於テ必要ト認ムル場合ニハ隨時委員會ヲ召集ス

全委員ノ三分ノ一以上ノ請求アルトキハ臨時委員會ヲ開ク 此ノ

場合三分ノ二以上ノ出席アルコトヲ要ス

第十五條 委員會ニ於ケル議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ決シ可否同

數ナルトキハ議長之ヲ決ス

但シ各部部長ハ表決ニ與ラス

第十六條 委員會ニ於ケル議決ノ事項ハ之ヲ議事録ニ記載シ會長ニ

提出其ノ認可ヲ受クヘキモノトス

總務部

第十七條 總務部ハ總務委員ヲ以テ組織シ左ノ事項ヲ辦理ス

一、委員會ニ提出スル議事ノ準備及其ノ議決事項ノ執行

二、委員會ノ委任ヲ受ケタル事項ノ決議執行

三、各部ニ屬セサル臨時事業ノ執行

四、緊急事項ノ專決 但シ此ノ場合ニハ特ニ會長ノ認可ヲ受クヘ

キモノトス

第十八條 總務部ニ庶務掛、會計掛ヲ置ク

第十九條 庶務掛ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一、本會ノ會員ニ關スル事務

二、本會ノ委員選出ニ關スル事務

三、委員會ニ關スル事務

四、本會ノ議事録、決議録其ノ他ノ書類ノ作製保管ニ關スル事務

五、本會ノ年中行事日程ノ作製ニ關スル事務

六、本會ノ會報、會員名簿ノ編纂、印刷ニ關スル事務

七、本會主催ノ運動會、旅行ニ關スル事務

八、會員ノ修養娛樂施設ニ關スル事務

九、會員ノ人事相談ニ關スル事務

十、其ノ他各部ニ屬セサル事務並ニ行事

第二十條 會計掛ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一、本會ノ會計ニ關スル事務

二、本會ノ豫算編成ニ關スル事務

三、本會ノ會報、會員名簿ノ配布ニ關スル事務

四、本會ノ賞牌賞品作製ニ關スル事務

會費

第二十一條 普通會員中職員ノ會費ハ毎月末俸給月額ノ千分ノ五及

至千分ノ十二ヲ釀出スルモノトシ生徒ノ會費ハ一ケ年金六圓四月、九月、一月ノ三回ニ分チ其ノ月十五日ヨリ一週間以内ニ納付

スルモノトス

第二十二條 名譽會員ヨリハ會費ヲ徴收セス

第二十三條 特別會員ハ會費一ケ年金壹圓五拾錢若クハ一時金參拾

圓以上ヲ納付スルモノトス

但シ會報ノ配布ヲ要セサルモノハ此ノ限りニアラス

第二十四條 本會ニ初メテ入會セントスルモノハ基本金トシテ金貳

圓ヲ納付スルモノトス

會報

第二十五條 會報ハ一年三回發行スルモノトス 會員名簿ハ毎年一

回十二月發行ス

第二十六條 會報及會員名簿ハ名譽會員、特別會員、普通會員ニ配

布スルモノトス

但シ第二十三條ノ規定ニヨリテ會報ノ配布ヲ要セサルモノハ此ノ

限ニアラス

各部通則

第二十七條 各部ハ普通會員ヲ以テ組織ス 生徒部普通會員ハ成ル

ヘク各部ノ一ニ屬スヘシ

但シ一人ニテ四部以上ニ屬スルコトヲ得ス

第二十八條 各部ハ部員二十五名以上タルコトヲ要ス 各部ニハ部

員名簿及行事ノ記録ヲ備付クヘシ

第二十九條 各部ノ經費ハ部員ヨリ徴收シタル部費及本會ヨリ支出

シタル補助金ヲ以テ之ニ充ツ

部員二十五名未滿ニ減少シタルトキハ補助金ヲ減額シ又ハ停止ス

第三十條 各部ニ於テ恒例竝ニ臨時ノ行事ヲナサントスルトキハ計畫及經費ヲ認メテ總務部ニ提出シ會長ノ認可ヲ受クルモノトス

第三十一條 各部ノ細則ハ當該部長ニ於テ之ヲ定メ會長ノ認可ヲ受クヘシ

支 部

第三十二條 各地在住ノ特別會員ハ相互ノ親睦ヲ圖ル爲本會支部ヲ設クルコトヲ得

第三十三條 各支部ハ其ノ規則ヲ定メ會長ノ承認ヲ受クヘキモノトス

第三十四條 支部役員ハ當該支部ノ行事及會員ノ動靜ヲ少クトモ毎年三回（五月、十月、一月）本會ニ報告スヘキモノトス 本會ハ適宜之ヲ會報ニ掲載スヘシ

第三十五條 支部ノ經費ハ支部員ニ於テ支辨スルモノトス

附 則

第三十六條 本規則ノ變更ハ委員會ノ決議ヲ經テ會長ノ認可ヲ經ルニ非サレハ之ヲナスコトヲ得ス

第三十七條 本會ノ會計出納及保管ニ關スル規程ハ委員會ノ決議ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第三十八條 本規則ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

『東京美術学校一覽』（從昭和八年）
至昭和九年）

校友會規則改正

○要 旨

刻下國民經濟の實情に鑑み會費を輕減する趣旨に立脚して左の如く校友會規則を改正せり

○改正の要點

- 一、退職々員即ち舊職員を特別會員に加ヘ先輩優遇の意を表はしたること
- 二、中途退學者中委員會にて推薦したる者を特別會員とし學校との縁故を續くる途を開きたること
- 三、舊規則の常務委員の爲したる事務一切を總務部と稱し事務の統一整頓を圖りたること
- 四、舊規則にては文藝部、體育部に二大別し之を經常部、臨時部に分ち更に約三十の部に分ちたるを改正案にては十一部（劍道部、柔道部、弓道部、庭球部、陸上競技部、山岳水泳部、音楽部、映畫寫眞部、茶道部、詩歌書道部、舞臺藝術部）とし多くの學校の例に倣ひ各部を列舉する方法を採りたること
- 五、從來は實際はありながら規則上になかりし部長竝に幹事を改正案にては部長、部委員として規則の上に表はしたること
- 六、總務部の仕事として新に人事部を設け生徒の身上相談に應じ得るやうなしたる事
- 七、會費を六圓に減額したること
- 八、從つて特別會員の會費を壹圓五拾錢に減額したること竝に特別會員の終身會費一時完納の制を設けたること
- 九、會報を年三回となしたること

十、生徒は成るべく何れかの部に屬して娛樂修養を偕にするを希望すると同時に一人にてあまり多くの部に入るは却つて學業に妨げあると思はるゝに付三部以内に止むること

十一、各部は二十五名以上を單位とすること

十二、從來は部費を徴する部と徴せざる部とありたるやうなるが今後は必ず部費をとること

十三、新に支部の制を設け各地在住の卒業生が親睦を圖らるゝやう希望すること

十四、基本金の制を確立し後進誘掖の方策を講ずること

(『東京美術学校校友会月報』第三十一卷第七号)

⑨ 校歌、學生歌を作る

本校にはもとと校歌は無く、自然發生的に生まれた「チャカホイ」が言わば本校の愛唱歌として歌われていたが、昭和七年、和田英作校長就任後の改革氣運の下で正式の校歌と學生歌を作らうという動きが生じ、校友会文芸部が中心となつて月報誌上で懸賞募集を行なつた。しかし、適當なものが集まらなかつたため、改めて作詞を川路柳虹に、作曲を山田耕柝に依頼して昭和八年春に校歌と學生歌が作られた。その経緯と歌詞、曲は次のとおりである。

校歌、學生歌の完成

作詞家の詮衡に就ては委員會の協議の結果、本校卒業生で詩人たる川路柳虹氏が、本校の傳統的氣分等にも理解があり、比較的我儘に吾人の希望も申し入れられる便宜があるといふ譯で、同氏

に御願ひすることにした。それで生徒よりの應募原稿は全部參考資料として同氏の手許に差し出した。其中どれを——或は何の部分を參酌されるか、又は其儘採擇されるかは總べて同氏の採量にお委せすることゝした。

其後同氏から本年早々原稿を頂戴しました。仍で前記委員會に發表し種々學校としての要求及び作曲上の要求に適切であるや否やを研究した上、川路氏には御迷惑だつたが、再度多少の推敲を願つて茲に始めて歌詞が完成されたのでした。

作曲は始め鏑木欣作氏に御依頼する筈であつたが、同氏は自ら作曲することを辭され、同氏の恩師である山田耕柝^{〔耕柝〕}氏を煩はす様多大の盡力をして下さつたのである。山田耕柝氏は本校とは相當古くから因縁のある方なので、寧ろ進んで引受けて下さつたのは誠に望外の幸であつた。しかも同氏は露西亞行き直前の繁忙な際にも拘はらず、新學年に間に合ふようと早速、作曲を完成して下さつたのである。

斯様な経緯で出來たのが、今度の校歌、學生歌であります、これなら何處に出しても恥しくないどころか、將來我校の誇りの一つとなるだらうと思ひます。

學校長始め委員會で御配慮を煩はした方々に完成後、直ちに御報告申し上げる筈でしたが、曲譜等の印刷は簡單に参りませんので、大に遅れた次第です。本報告を以て其代りと致しますから惡しからず御思召願ひます。

【追記】川路柳虹氏は當方より御依頼した校歌、學生歌以外にも、本校各科を詠じたチャカホイ正調十數種を書き送つて下さ